

新型コロナウイルスワクチンのお知らせ



医療従事者や高齢者施設入所者等以外の人

（1月14日時点）

2月から、医療従事者や高齢者施設の入所者等以外の人

▼対象 2回目の接種日から原則8カ月以上経過した18歳以上（主に65歳以上）の人

対象者	2回目の時期	3回目可能時期
医療従事者など（※）	令和3年8月	令和4年2月以降
上記以外の高齢者（※）	令和3年7月	
上記以外の人	令和3年6月	

※国の通知に基づき、医療従事者等、高齢者施設等の入所者・従事者、通所サービス事業所の利用者・従事者、病院および有床診療所の入院患者は、2回目の接種から6カ月以上（これ以外の高齢者は、2回目の接種から7カ月以上）の間隔をおいて接種できます。詳しくは厚生労働省または市のホームページで確認を。

▼接種場所・申込先

○医療従事者や高齢者施設の入所者等

原則として、前回接種した医療機関や高齢者施設などでの接種となります。

詳しくは各医療機関・施設にお問い合わせください。

○上記以外の人

接種券に同封する「接種対応医療機関一覧」を参考の上、原則として1・2回目の接種を受けた医療機関に申し込みをしてください。

▼使用するワクチン

ファイザー社製ワクチンのほか、武田／モデルナ社製ワクチンも3回目接種に使用可能になりました。国から、これまでと異なるワクチンでも安全性の面で許容されること、抗体価は十分に上昇することが示されています。

国からの今後のワクチン供給状況を踏まえて、早期の接種を希望する人は、武田／モデルナ社製ワクチンの接種もご検討ください。

■接種手続きなどに関する相談窓口 弘前市新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター（☎0120-567-745、月～金曜日の午前9時～午後8時、日曜日・祝日の午前9時～午後5時、土曜日は休み）

今年度最後の
試験放送です

防災行政無線の試験放送を行います



地震や武力攻撃などの発生に備え、情報伝達試験を全国一斉で行います。当市では防災行政無線から試験放送が流れます。

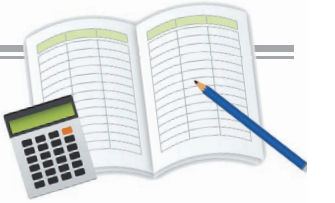
▼とき 2月16日（水）、午前11時ごろ
※気象状況等により中止場合があります。

防災行政無線の内容を確認する場合は、テレフォンサービス（☎40-7110、サービス料は無料ですが通話料が発生します）をご活用ください。なお、試験放送ですので、防災行政無線アプリからは放送されません。

■問い合わせ先 防災課（☎40-7100）

税の申告を
忘れずに

市民税県民税の申告



【自書による郵送申告にご協力を】

令和4年度市民税県民税の申告会場を下記のとおり開設します。感染症対策のため、できるだけ申告書類の郵送での提出にご協力をお願いします。申告期限は3月15日（火）です。

詳しくは、広報ひろさき1月15日号と同時配布した「令和4年度市民税県民税申告のお知らせ」（市ホームページにも掲載しています）でご確認ください。

▼来場して申告する際の注意

○ソーシャルディスタンス（社会的距離）確保のため、例年に比べて待合席数を少なくしています。混雑状況によって座れない場合があります。

○体調不良の場合は来場を控えてください。

○会場入り口や受付での手指の消毒、マスクの着用をお願いします。筆記用具は可能な限り持参を。

○申告者本人のみでお越しください。補助者が必要な場合は、最低限の人数でご来場ください。

○営業等・農業や不動産の収支内訳、医療費控除の明細書など、自分で作成すべき書類はあらかじめ作成した上でご来場ください。お済みでない場合、申告者自身で作成してからの受け付けとなりますので、事前作成にご協力をお願いします。

■問い合わせ先 市民税課市民税第二・第三係（市役所2階、☎40-7025、40-7026）

【弘前税務署からのお知らせ】

所得税・消費税・贈与税確定申告書の作成会場を開設します。

▼とき 2月16日（水）～3月15日（火）の平日、午前9時～午後4時

▼ところ 市立観光館（下白銀町、追手門広場内）1階多目的ホール

※会場の駐車場は有料。駐車台数に限りがあるため、来場は公共交通機関の利用を／入場には入場整理券が必要。各会場での当日配付のほかLINEによる事前発行が可能。詳細は国税庁ホームページ等で確認を。整理券の配付状況に応じて、後日の来場をお願いする場合があります。

■問い合わせ先 弘前税務署個人課税第一部門（本町、☎32-0331、自動音声に従って「2」を選択）

【税務署へ確定申告する人へ】

税務署に提出された確定申告書は各市町村にデータ送信され、住民税等の算定資料にもなります。そのため所得税と住民税とで取り扱いが異なる事項を、確定申告書第二表「住民税に関する事項」欄に記載することになっています。記載を誤ると住民税額が正しく計算されないなど、市町村が行う住民サービスに影響が出る場合もあります。確定申告の手引き等を確認し、正しく記載を。

【申告会場開設スケジュール】

地区名	受付期間	受付会場	受付時間
全地区（営業等・農業、不動産収入の申告がない人限定）	2月9日（水）～15日（火）	市役所前川新館3階 申告会場	午前8時30分～午後4時
本庁地区	2月16日（水）～3月15日（火）		
相馬総合支所地区	2月4日（金）～8日（火）	相馬総合支所1階多目的室	午前9時～午後4時
岩木総合支所地区	2月21日（月）～3月11日（金）	岩木総合支所1階多目的室	
城東地区	2月1日（火）・2日（水）	総合学習センター	午前9時30分～午後4時
石川地区	2月1日（火）・2日（水）	石川公民館	
高杉地区	2月3日（木）・4日（金）	北辰学区高杉ふれあいセンター	午前9時30分～午後3時
裾野地区	2月10日（木）	裾野地区体育文化交流センター	
東目屋地区	2月15日（火）	東目屋公民館	

※平日のみ開設します。船沢地区、新和地区は1月に終了したため、本庁地区会場をご利用ください。